

台風等自然災害による登校禁止について

- 1 前日の午後5時現在、次の(1)～(2)のいずれかに該当する場合は、翌日の登校を禁止とする。
 - (1) 気象庁の「早期注意情報(警報級の可能性)」で、翌日の午前6時以降に鳥取県中・西部地区で、「大雨」、「暴風(雪)」、「大雪」のいずれかの警報が発令される可能性が「高」となった場合
 - (2) 台風等の自然災害発生の恐れのため、山陰本線、伯備線、境線のいずれかにおいて、米子駅発着のすべての普通および快速列車に対して、J Rが翌日の始発から計画運休を決定している場合
- 2 上記1に該当しない場合で、当日の午前6時現在、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、当日の登校を禁止する。
 - (1) 鳥取県米子地区に「警報(大雨、氾濫、暴風(雪)、大雪)」以上の警戒情報が発令中の場合
 - (2) 気象庁の「早期注意情報(警報級の可能性)」で、当日の午前中鳥取県中・西部地区で、「大雨」、「暴風(雪)」、「大雪」のいずれかの警報が発令される可能性が「高」となった場合
 - (3) 台風等の自然災害発生の恐れのため、山陰本線、伯備線、境線のいずれかにおいて、米子駅発着のすべての普通および快速列車に対して、J Rが当日の運休を決定している場合
- 3 上記1に該当しない場合で、当日の午前6時以前に上記1または2と同等の災害情報の発令や通学列車の運休等が生じた場合、学生は自らの安全を確保しながら待機し、その後上記2を確認して行動するものとする。
- 4 その他、校長が必要と判断した場合。
- 5 登校禁止等の連絡について
 - (1) 本校からの登校禁止等の連絡は、「Teams」「さくら連絡網」「本校公式HP」等により行う。
 - (2) 上記1の場合による登校禁止の連絡は前日午後6時まで、2の場合は当日午前8時30分に行う。なお、前日午後5時現在の段階では上記1による登校禁止とならないが、その後、登校禁止の可能性が予想される場合には、気象情報やJ Rの列車運行状況を確認し、安全確保に留意するよう、注意喚起の連絡を行う。
 - (3) 上記4の場合による登校禁止の連絡は、決定次第連絡する。
 - (4) 登校禁止等とならない場合は連絡を行わない。
- 6 鳥取県中・西部地区以外の災害情報等について
学生の居住地区に上記1または2と同等の災害情報の発令や通学列車の運休等が生じた場合、学生は自らの安全確保を最優先に行動するものとする。また、安全確保の上、状況を学校へ連絡し授業等の対応を確認する。

※本校が登校禁止措置を取らなかった場合、学生は登校の際、十分安全に配慮すること。